

厚生年金特例法について

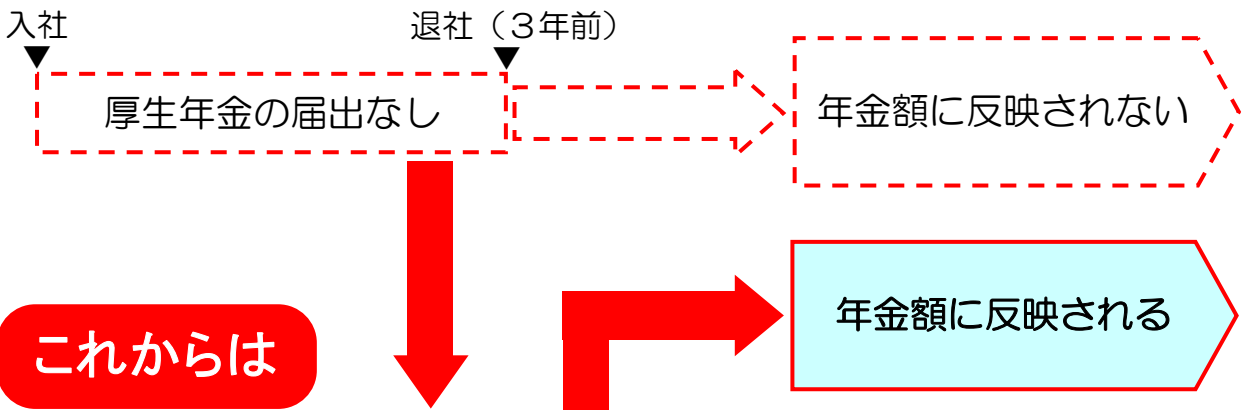
厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

今までは

厚生年金保険料が給与天引きされていても、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格などの届出がなかった場合であって、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

[具体例]

3年前に退職した事業所で厚生年金保険料を給与天引きされたにもかかわらず、事業主が厚生年金の加入手続きをしていなかったことがわかった場合。



厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。

詳しくは、お近くの社会保険事務所または、

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(平日8:30~17:15)

* IP電話・PHSからは、03-6700-1165にお電話ください。

までお問い合わせ下さい。

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)

厚生労働省・社会保険庁

厚生年金特例法の概要

◆年金記録確認第三者委員会が

- ①事業主が従業員から厚生年金保険料を給与天引きしながら、
 - ②社会保険庁に納付したことが明らかでない
- と認定した場合には、社会保険庁は年金記録確認第三者委員会の認定事実により年金記録を訂正し、年金額に反映します。



◆事業主は、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過した後であっても保険料を納付できることとなり、社会保険庁はその納付を勧奨します。

- *事業主が廃業している場合には、役員であった者に納付を勧奨します。



◆社会保険庁は、事業主または役員が保険料を納付しない場合には、その事業主名または役員の氏名を公表します。

- *保険料が納付されたか否か明らかでない場合を除きます。



◆公表してもなお納付されなかった場合には、国が保険料を負担します。（その後も事業主への請求等を行います。）